

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 13 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

（2）住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域

沖縄及び鹿児島周辺海域（別添付図のとおり）

（2）期 間

令和 8 年 8 月 14 日～令和 9 年 2 月 28 日

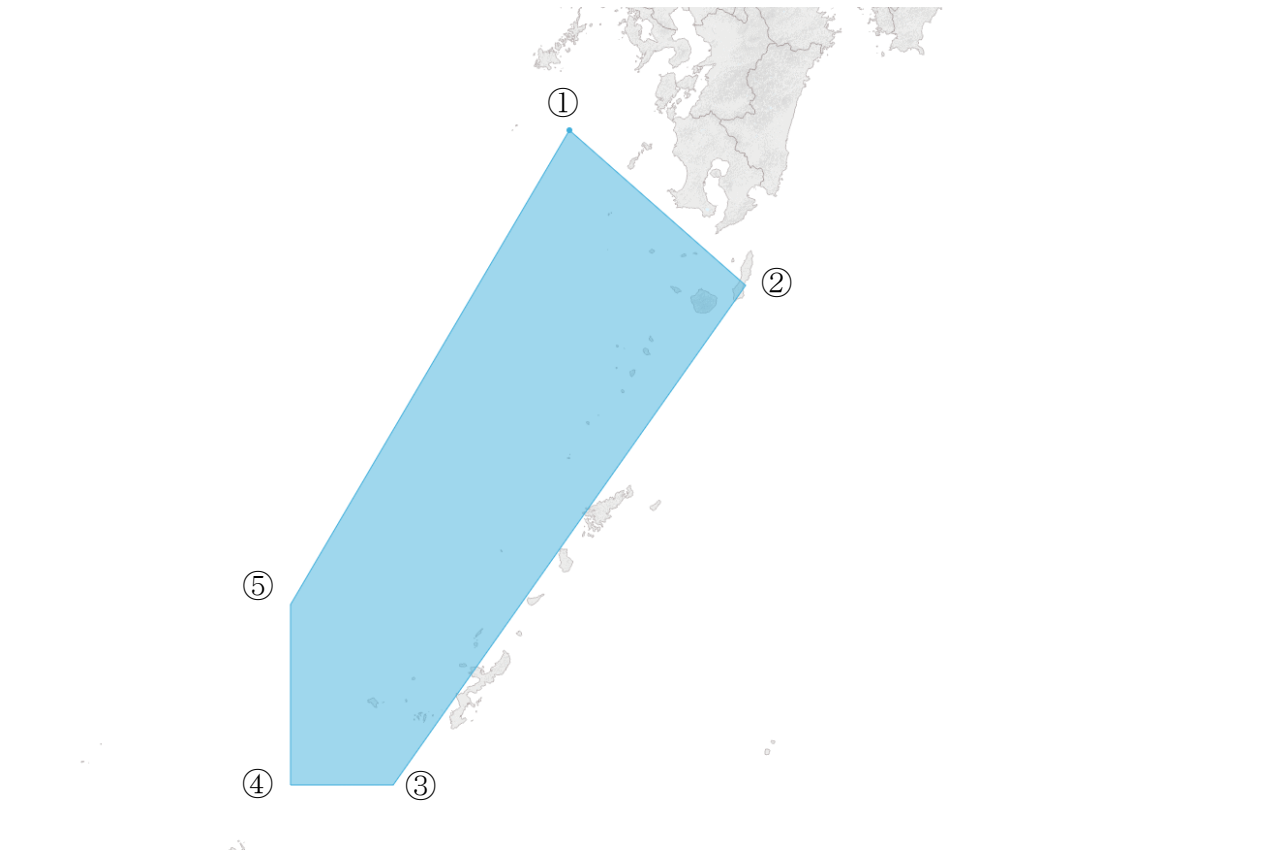
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



※陸域を除く

背景図:海上保安庁、 (C) Esri Japan

No	緯度			経度		
1	32 °	00 ′	00 ″	129 °	00 ′	00 ″
2	30 °	30 ′	00 ″	131 °	00 ′	00 ″
3	25 °	30 ′	00 ″	127 °	00 ′	00 ″
4	25 °	30 ′	00 ″	125 °	50 ′	00 ″
5	27 °	20 ′	00 ″	125 °	50 ′	00 ″